

2020年5月5日

従業員各位

株式会社トゥエンティフォーセブン
代表取締役社長 小島礼大

【5/5更新（全事業所対象）】「緊急事態宣言」延長に伴う対応について

2020年5月4日に政府より全国都道府県を対象に新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言の延長が発表されました。つきましては、社内外への感染拡大防止と従業員の安全確保を最優先とし、以下の通り臨時休業期間を延長いたします。

記

① 事業所の臨時休業期間

政府による全国都道府県を対象に緊急事態宣言の延長を踏まえ、全事業所において臨時休業期間を2020年5月31日まで延長します。なお、感染の収束状況等に応じて各都道府県単位で段階的に休業要請が緩和される等の可能性が想定されることから、休業期間は変更する場合があります。

② 休業手当の支給

休業手当

休業期間中に関しては、引き続き、給与規程15条及び有期契約社員就業規則69条並びに労働基準法26条に基づき、休業手当を支給いたします。

※通勤交通費の取り扱いについて

- ・休業延長期間は、全事業所一律で2020年5月31日までとしており、5月はすべて休業予定ではありますが、感染の収束状況に応じて各自治体単位で段階的に休業要請が解除される可能性もあるため、通勤交通費の取り扱いについては、別途お知らせいたします。

③ 特別な理由等がある場合における出勤・在宅勤務の要請

業務遂行上やむを得ない特別な理由等がある場合（例えば、休業に際してお客様への至急対応が必要な場合、または、法令違反又は定款に反する事由が生ずる場合等）は、各本部長の判断のもと従業員に対して、要請する場合があります。

④ 勤怠管理手続きのお願い

<ジョブカン勤怠管理に関するご対応事項>

ジョブカン勤怠の勤務シフトは、必ず事前にご登録をお願いします。

5月分の勤怠シフトは対象者にご確認いただき認識相違が生じないようにご留意いただきますようお願いいたします。このシフト登録の情報が休業手当の算定や補助金申請時に重要となります。

- ・ 社員・契約社員：週5日1日8時間シフトを登録
- ・ アルバイト：直近の勤務実績を踏まえた週の労働日数およびシフト時間を登録

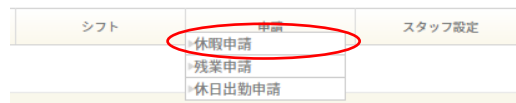
※ 有給休暇の取得について

本日以前に請求のあった有休はそのまま承認いただいて構いません。また、明日以降休業中に有休請求希望があった場合は承認いただいて構いません。

勤務実績登録については以下の対応をお願いします。

会社から休業を命じられた場合は、特段の申請は必要ありません。**休業日の出退勤打刻欄は、空欄にしてください。**

※ 下記 A または B のケースでは、ジョブカンの「申請」→「休暇申請」→「新規申請」から「休暇名」の種類を以下のとおり申請を上げてください。



▶ **新規休暇申請**

- A. 新型コロナウイルスに感染した場合 【傷病手当金を請求します】
ジョブカン「申請」→「休暇申請」→「新規申請」→「病欠(全休)」を選択し、休暇理由に「いつ発症したのか(保健所検査確認日など)」を記載し申請してください。なお、本人ではなく上長による代理申請も可能です。
なお、家族等同居人が新型コロナウイルスに感染した場合は、上長に報告をしてください。
- B. 在宅勤務の場合

通常通り、出退勤打刻を行い、残業をする場合は残業申請を申請・承認を完了させてください。

⑤ 在宅勤務にあたっての留意事項

- ・ 在宅勤務に際しては、対象者の勤怠管理、会社支給 PC の有無、在宅の情報通信環境、および、執務環境が整備されていることを確認してください。
- ・ また、特別な理由等で在宅勤務を行う者も自宅で業務を行い、自宅外の図書館・飲食店・ネットカフェ・貸会議室等の自宅外における業務は禁止といたします。
- ・ 個人所有の PC でなく会社で支給されている PC で業務をしてください。
- ・ 各部門に在宅用 PC をお渡ししておりますので、各部の上司（管理職）に確認してください。
- ・ 会社支給の PC の持ち帰りは、緊急時限的措置として上司（管理職）判断で許可されますので、ワークフロー申請の必要はありません。
- ・ 市中の無料 WIFI は、情報漏洩やウイルス感染リスクがありますので、利用や接続を禁止します。
- ・ セキュリティリモートアクセス SWAN を利用すれば、社内ネットワークに接続ができ、ファイルサーバや IP 制限がかかっているシステムを利用することができます。
- ・ SWAN を使わないでファイルサーバや IP 制限がかかっているシステムを利用したいときはチームビューワを使うと可能になります。そのためにはチームビューワで接続する社内の PC を起動したままにしておく必要があります。

⑥ 感染予防の実施

「緊急事態宣言」において、社内外への感染拡大防止と従業員の安全確保のため、不要不急の外出は行わないように強く要請します。

最後に、今回の新型コロナウイルス感染症という、目に見えない存在に対して、社会全体で一致団結した協力が不可欠となります。当社従業員の皆様には、ご家庭も含めて感染防止に努め、さらに、社会規範を適切に保つことで、一日も早く、当社経営理念である「世界中の人々から常に必要とされる企業を創る」に基づき、再びお客様、従業員、関係先等に安心してトレーニング・レッスン、お取引を行っていただけるよう、引き続きご理解とご協力のほど、お願い申し上げます。

以上